

岐阜市障害福祉サービス等情報公表制度実施要領

平成31年 4月 1日 決裁

改正 令和 7年 9月19日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の市長への報告（以下「報告」という。）及び公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表を行う指定障害福祉サービス等)

第2条 公表の対象とする指定障害福祉サービス等は、次のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

- ア 指定居宅介護
- イ 指定重度訪問介護
- ウ 指定同行援護
- エ 指定行動援護
- オ 指定療養介護
- カ 指定生活介護
- キ 指定短期入所
- ク 指定重度障害者等包括支援
- ケ 指定施設入所支援
- コ 指定自立訓練
- サ 指定就労選択支援
- シ 指定就労移行支援
- ス 指定就労継続支援
- セ 指定就労定着支援
- ソ 指定自立生活援助
- タ 指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

- ア 指定地域移行支援
- イ 指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

- ア 指定児童発達支援

イ 指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

ウ 指定放課後等デイサービス

エ 指定居宅訪問型児童発達支援

オ 指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

（報告の対象事業者）

第3条 報告の対象とする事業者は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項に規定する対象事業者であって、前条に規定する公表の対象とする指定障害福祉サービス等を行うものとする。ただし、災害その他市長に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

（報告の単位）

第4条 障害福祉サービス等情報（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8第3号及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の3第4号に規定する経営情報（以下「障害福祉サービス等事業者経営情報」という。）を除く。）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとする。

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則として障害福祉サービス等事業所単位で行うものとする。ただし、事業所ごとの会計区分を行っていない場合等やむを得ない場合は、法人単位で報告することができる。

（報告する障害福祉サービス等情報の内容）

第5条 報告する障害福祉サービス等情報の内容は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 当該年度の4月1日（以下「基準日」という。）より前に指定障害福祉サービス等を提供しているとき 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（令和7年9月1日付け障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「国通知」という。）別添1に規定する基本情報（以下「基本情報」という。）及び国通知別添2に規定する運営情報

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき 基本情報

(3) 毎会計年度が終了したとき 障害福祉サービス等事業者経営情報として国通知別添3に規定する経営情報（報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係は、国通知別添4のとおりとする。）

（報告の方法）

第6条 報告は、原則として独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、文書その他の方法により行うことができる。

(報告の期間)

第7条 報告は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める日から開始するものとする。

- (1) 第5条第1号に規定する情報 当該年度の5月1日
- (2) 第5条第2号に規定する情報 指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日
- (3) 第5条第3号に規定する情報 当該障害福祉サービス等事業者の会計年度が終了した日

2 報告は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。

- (1) 第5条第1号に規定する情報 当該年度の7月31日
- (2) 第5条第2号に規定する情報 指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1月を経過する日
- (3) 第5条第3号に規定する情報 当該障害福祉サービス等事業者の会計年度が終了した日から3月を経過する日

(公表の時期)

第8条 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く。）の公表は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。

- (1) 第5条第1号に規定する情報 当該年度の9月30日
- (2) 第5条第2号に規定する情報 前条第2項第2号に規定する日から1月を経過する日

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表は、報告を受けた第5条第3号に規定する情報を属性等に応じて分析した上で、速やかに行うものとする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第9条 報告を行った事業者は、法人、事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページのアドレス及びメールアドレスについて修正又は変更のあったときは、その都度、市長に報告するものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第10条 事業者は、市長から障害者総合支援法第76条の3第4項又は児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告又はその内容の是正又は調査を命じられたときは、当該事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(公表に関する窓口)

第11条 公表した障害福祉サービス等情報に関する窓口は、福祉事務所障がい福祉課指導係とする。

(その他)

第12条 この要領及び国通知に定めるもののほか、障害福祉サービス等情報の報告及び公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度において令和7年12月31日以前に会計年度が終了した場合の改正後の第7条第2項第3号の規定の適用については、同号中「当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度が終了した日から3月を経過する日」とあるのは、「令和8年3月31日」とする。